

令和元年度長野県スポーツ少年団東信地区競技別交流会（剣道競技）開催要項

- 1 目的 スポーツ少年団活動の促進・活性化を図るため、団員に試合を主とした交流の場を提供し、技術の向上と団員の連帯感を高めることを目的とする。
- 2 主催 長野県スポーツ少年団東信地区連絡協議会
- 3 後援 東御市 東御市体育協会 東御市教育委員会
- 4 主管 東御市スポーツ少年団 東御市剣道協会
- 5 期日・日程 令和元年9月28日（土）
◇受付 7:30～8:00 ◇審判監督会議 8:10～8:35
◇開会式 8:45～9:05 ◇試合開始 9:10 ◇閉会式 15:30（予定）
- 6 会場 東御市第一体育館 東御市鞍掛1772-2 TEL0268-62-2200
※駐車スペースの限りがありますので、車両台数減少にご協力ください。
- 7 参加資格 (1) 令和元年度スポーツ少年団登録団員及び指導者。
なお、本年度入団者及び剣道試合作法を習得していない者は、参加できない。
(2) スポーツ安全保険に加入している者。
(3) 参加団は、3名以上の審判員を選出すること。
ただし、審判員はスポーツ少年団の指導者に関わらず、有段あるいは審判経験のあるものを可とする。
- 8 試合方法 別記による。また、組合せは開催市町村にておいて行う。
- 9 試合・審判 (財)全日本剣道連盟剣道試合・審判規則及び、本大会の審判・監督会議の申し合わせ事項により行う。
- 10 参加料 (1) 参加団員 1人につき 300円
(2) 各市町村スポーツ少年団事務局で取りまとめ、参加申込時に下記の振込口座へ振り込むこと。また、申込後の取消し及び欠場の場合等も参加費は返金しない。
- 11 申込方法 (1) 申込締切日 令和元年8月10日（土）まで（期日厳守 必着）
(2) 別添申込書により下記へ申し込むこと。期限後の申し込み、参加料の納入のないものは受け付けない。

申込先：〒386-0502 東御市鞍掛177-2 東御市第一体育館
東御市体育協会内「東御市スポーツ少年団事務局」 宛
TEL：0268-62-2200 FAX：0268-22-3417

振込先：信州うえだ農業協同組合
口座：普通 6144411
口座名：東御市スポーツ少年団事務局

- 12 その他 (1) 会場案内等大会資料は、後日参加団代表者あてに通知します。
(2) 参加団は、団旗、プラカード、を必ず持参すること。
(3) 参加団は、応急手当の準備をしておくこと。
(4) 参加団員・審判員・会場係は、各自昼食を用意すること。
(5) 各団の代表者は全ての責任をもち負傷者については応急処置をすること。

§ 競技方法について §

1 チーム編成

- (1) 団体試合
- ① 小学生のみとし、3年生以上の5名で編成、(男女混合可)
 - ② 各団2チームまでとする
 - ③ チームが4人編成の場合は次鋒を、3人編成の場合は次鋒・副将を外す。
- (2) 個人試合
- ① 小学生は学年別・中学生は学年別・男女別とする。
 - ② 区分は小学生1～2・3・4・5・6年生、中学生1・2年生とする。

2 試合方法

- (1) 団体試合
- ① 予選はリーグ戦にて行い、一位よるトーナメント戦方式
- (2) 個人試合
- ② トーナメント戦方式により行う。

3 試合時間

- (1) 団体試合
- ① 団体戦は2分間3本勝負とする。勝敗が決しない場合は引き分け。リーグ戦一位決定時、トーナメント戦では勝ち数・取得本数が同率の場合は、代表戦手による1本勝負を行う。
- (2) 個人試合
- ① 小学生の個人戦は、2分間3本勝負。勝敗の決しない場合は1分間の延長を1回行う。勝敗が決しない場合は判定にて決する。準決勝以上は2分ごとの延長を繰り返し行い勝敗を決する。
 - ② 中学生の個人戦は、3分間3本勝負、勝敗の決しない場合は1分間の延長を1回行う。それでも勝敗の決しない場合は判定にて決する。準決勝以上は時間を区切らず延長を行い勝敗を決する。
- (3) その他
- ① 個人戦出場者が続けて試合を行う場合は、二分間のインターバルを設ける。
 - ② 出場チーム数・出場者数により時間を変更する場合もある

4 審判員

- ① 参加団は、3名以上の審判員を選出すること。(審判旗を持参すること)

5 会場係員

- ① 参加団は、2名の会場係員(コート補助員)を選出すること。

6 持ち物

- (1) 団旗・団名を書いたプラカード・目印(赤・白のタスキ)を持参すること。
- (2) 団体戦参加団は下記の大きさ用紙に選手名を書いて受付に提出すること。

【もぞう紙】 ※チーム名の横に、男(黒)・女(赤)を明記すること

縦 20cm	チ	先	次	中	副	大
	男	鋒	鋒	堅	将	将
	ム	氏	氏	氏	氏	氏
	名	名	名	名	名	名
	15cm	11.5cm	11.5cm	11.5cm	11.5cm	11.5cm

7 その他

- (1) 団体戦・個人戦の重複出場を可能とする。
- (2) 赤・白の目印(タスキの色)はトーナメント戦では番号の若い方が赤、リーグ戦においては対戦表の左側が赤とする。

§ 試合申し合わせ事項 §

1 試合方法

(1) 団体試合

予選リーグを行い、各リーグの代表によるトーナメント戦方式

(2) 個人試合

ア 個人戦はトーナメント戦方式により行う。

2 試合時間

(1) 団体試合

ア 団体戦は2分間3本勝負とし、勝敗の決しない場合は引き分けとする。尚、リーグ戦1位決定時、トーナメント戦で勝ち数・取得本数が同数の場合は、代表戦にて二分間一本勝負、勝負の決しない場合は、二分ごとの延長を行い勝敗を決する。

(2) 個人試合

ア 小学生の個人戦は、2分間3本勝負とし、勝敗の決しない場合は1分間の延長を1回行う。勝敗の決しない場合は判定にて勝敗を決する。ただし、準決勝以上は1分間の延長を勝敗の決するまで繰り返し行う。

イ 中学生の個人戦は、3分間3本勝負とし、勝敗の決しない場合は1分間の延長を1回行う。勝敗の決しない場合は判定にて決する。ただし、準決勝以上は時間を区切らず延長を行い勝敗の決するまで行う。

(3) その他

ア個人戦上位出場者の続けての試合は二分間のインターバルを設ける。

3 審判員

審判員は、全日本剣道連盟試合・審判規則・細則を熟知してこること。

4 判定の基準

全剣連審判規則（7条5号）

判定により勝敗を決する場合は、技能の優劣を優先し、次いで試合態度の良否により判定する。

全剣連審判規則（細則 9条）

規則第7条5号「判定」は次のとおりとする。

- ① 技能の優劣は 優効打突に近い打突を優位とする。
- ② 試合態度の良否は、姿勢及び動作において優っている者を優位とする。

5 反則

小学生の部は、不当な鏝競りについては注意・指導を行う。

それ以外は全ての反則を適用する。（全剣連審判規則 16・17条）

反則の宣告は指導の立場から分かりやすく

（例 場外反則 1回 竹刀落とし反則 1回）と指摘する

（昨年度県交流会、上記申し合わせにて行われました）

団体戦も上記反則を適用する。

中学生は、中体連申し合わせ事項に従い行う。

6 注意事項

- (1) 小学生の有効打突の判定は各学年の稽古年数等を考慮してその学年にあった有効打突を注意し見極める。

7 表彰

- (1) 団体試合、各学年別個人試合とも上位3位以上を表彰する。
基本的には3位決定戦は行わないが、個人戦各ブロック参加人員が8名に満たない場合は3位決定戦を行う。

8 勝敗順位

- (1) 団体戦における勝敗順位は勝ち点を基準とする。
勝＝2点・分＝1点・負＝0点とし、同点の場合は、勝者数の多いチーム、取得本数の多いチーム、それでも同数の場合は、代表戦にて勝敗を決定する。